瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

# 瀬戸市条例第16号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第13条 <省略>	第13条 <省略>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>
,,,	

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じ 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じ た年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配 当等申告書(市民税の納税通知書が送達される 時までに提出された次に掲げる申告書をいう。 以下この項において同じ。) に特定配当等に係 る所得の明細に関する事項その他地方税法施行 規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施 行規則」という。) に定める事項の記載がある とき(特定配当等申告書にその記載がないこと についてやむを得ない理由があると市長が認め るときを含む。) は、当該特定配当等に係る所 得の金額については、適用しない。ただし、第 1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書 がいずれも提出された場合におけるこれらの申 告書に記載された事項その他の事情を勘案し て、この項の規定を適用しないことが適当であ ると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第19条第1項の規定による申告書

た年の翌年の4月1日の属する年度分の第19 条第1項の規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達される時ま でに提出されたもの及びその時までに提出され た第20条第1項の確定申告書を含む。) に特 定配当等に係る所得の明細に関する事項その他 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23 号。以下「施行規則」という。) に定める事項 の記載があるとき(これらの申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると 市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当 等に係る所得の金額については、適用しない。

- (2) 第20条第1項に規定する確定申告書(同 項の規定により前号に掲げる申告書が提出さ れたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)
- 5 <省略>
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係 る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税 の納税通知書が送達される時までに提出された 次に掲げる申告書をいう。以下この項において 同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得 の明細に関する事項その他施行規則に定める事 項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額 申告書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 金額については、適用しない。ただし、第1号 に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がい ずれも提出された場合におけるこれらの申告書 に記載された事項その他の事情を勘案して、こ の項の規定を適用しないことが適当であると市 長が認めるときは、この限りでない。
  - (1) 第19条第1項の規定による申告書
  - (2) 第20条第1項に規定する確定申告書(同 項の規定により前号に掲げる申告書が提出さ れたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第18条の3 所得割の納税義務者が、第13条|第18条の3 所得割の納税義務者が、第13条 第4項に規定する特定配当等申告書に記載した 特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎とな った特定配当等の額について法第2章第1節第 5款の規定により配当割額を課された場合又は 同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額 申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係

5 <省略>

る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の第19条第1項の規定による申告書(そ) の提出期限後において市民税の納税通知書が送 達される時までに提出されたもの及びその時ま でに提出された第20条第1項の確定申告書を 含む。) に特定株式等譲渡所得金額に係る所得 の明細に関する事項その他施行規則に定める事 項の記載があるとき(これらの申告書にその記 載がないことについてやむを得ない理由がある と市長が認めるときを含む。)は、当該特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の金額について は、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所 得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額 について法第2章第1節第5款の規定により配 当割額を課された場合又は同条第6項の申告書 に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得 の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所

る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等 譲渡所得金額について同節第6款の規定により 株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該 配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の 3を乗じて得た金額を、第15条及び前3条の 規定を適用した場合の所得割の額から控除す る。

2及び3 <省略>

(法人の市民税の申告納付)

- 第30条 市民税を申告納付する義務がある法人|第30条 市民税を申告納付する義務がある法人 は、法第321条の8第1項、第2項、第4 項、第19項、第22項及び第23項の規定に よる申告書を、同条第1項、第2項、第4項、 第19項及び第23項の申告納付にあってはそ れぞれこれらの規定による納期限までに、同条 第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に 提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1 項後段及び第3項の規定により提出があったも のとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22号の4様式による納付書により納付しなけ ればならない。
- くは事業所を有する法人又は外国法人が、外国 の法人税等を課された場合には、法第321条 の8第24項及び令第48条の13に規定する ところにより、控除すべき額を前項の規定によ り申告納付すべき法人税割額から控除する。
- (同条第21項の規定による申告書を含む。以 下この項において同じ。) に係る税金を納付す る場合には、当該税金に係る同条第1項、第2 項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延 長があったときは、その延長された納期限とす る。第5項第1号において同じ。)の翌日から

得金額について法第2章第1節第6款の規定に より株式等譲渡所得割額を課された場合には、 当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5 分の3を乗じて得た金額を、第15条及び前3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除 する。

2及び3 <省略>

(法人の市民税の申告納付)

- は、法第321条の8第1項、第2項、第4 項、第19項、第22項及び第23項の規定に よる申告書を、同条第1項、第2項、第4項、 第19項及び第23項の申告納付にあってはそ れぞれこれらの規定による納期限までに、同条 第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に 提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1 項後段及び第3項の規定によって提出があった ものとみなされる申告書に係る税金を施行規則 第22号の4様式による納付書によって納付し なければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若し2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若し くは事業所を有する法人又は外国法人が、外国 の法人税等を課された場合においては、法第3 21条の8第24項及び令第48条の13に規 定するところにより、控除すべき額を前項の規 定により申告納付すべき法人税割額から控除す る。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書3 法第321条の8第22項に規定する申告書 (同条第21項の規定による申告書を含む。以 下この項において同じ。) に係る税金を納付す る場合においては、当該税金に係る同条第1 項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納 期限の延長があったときは、その延長された納 期限とする。)の翌日から納付の日までの期間

納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(申告書を提出した日 (同条第23項の規定の適用がある場合におい て、当該申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該提出期限)までの期間又はその期 間の末日の翌日から1月を経過する日までの期 間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算し て施行規則第22号の4様式による納付書によ り納付しなければならない。

## 4 <省略>

5 第3項の場合において、法第321条の8第 5 第3項の場合において、法第321条の8第 22項に規定する申告書(以下この項において 「修正申告書」という。) の提出があったとき (当該修正申告書に係る市民税について同条第 1項、第2項、第4項又は第19項に規定する 申告書(以下この項において「当初申告書」と いう。) が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる 更正(これに類するものを含む。以下この項に おいて「減額更正」という。)があった後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税 額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に 相当する税額を含む。) に達するまでの部分に 相当する税額に限る。) については、前項の規 定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他 不正の行為により市民税を免れた法人が法第3 21条の11第1項又は第3項の規定による更 正があるべきことを予知して提出した修正申告 書に係る市民税又は令第48条の16の2第3 項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げ る期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる 期間から控除する。

(1)及び(2) <省略>

の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセン ト(申告書を提出した日(同条第23項の規定 の適用がある場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当該提出期 限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年 7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金を加算して施行規則第22 号の4様式による納付書によって納付しなけれ ばならない。

### 4 <省略>

22項に規定する申告書(以下この項において 「修正申告書」という。)の提出があったとき (当該修正申告書に係る市民税について同条第 1項、第2項、第4項又は第19項に規定する 申告書(以下この項において「当初申告書」と いう。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる 更正(これに類するものを含む。以下この項に おいて「減額更正」という。)があった後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税 額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に 相当する税額を含む。) に達するまでの部分に 相当する税額に限る。)については、次に掲げ る期間(詐偽その他不正の行為により市民税を 免れた法人が法第321条の11第1項又は第 3項の規定による更正があるべきことを予知し て提出した修正申告書に係る市民税又は令第4 8条の16の2第3項に規定する市民税にあっ ては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金 の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) <省略>

- 第1項の規定により法人税に係る申告書を提出 する義務がある法人で同法第75条の2第1項 (同法第144条の8において準用する場合を 含む。以下この項及び第30条の3第1項にお いて同じ。) の規定の適用を受けているものに ついて、同法第75条の2第9項(同法第14 4条の8において準用する場合を含む。以下こ の項において同じ。) の規定の適用がある場合 には、同法第75条の2第9項の規定の適用に 係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算 定期間に限り、当該法人税額を課税標準として 算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべ き均等割額については、当該法人税額について 同条第1項の規定の適用がないものとみなし て、第5条の規定を適用することができる。
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定により 7 法人税法第81条の22第1項の規定によっ 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 で同法第81条の24第1項の規定の適用を受 けているものが、同条第4項の規定の適用を受 ける場合には、当該法人及び当該法人との間に 連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の 7に規定する連結完全支配関係をいう。第30 条の2第3項及び第30条の3第2項において 同じ。) がある連結子法人(同法第2条第12 号の7の7に規定する連結子法人をいう。第3 0条の2第3項及び第30条の3第2項におい て同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16 号に規定する連結申告法人をいう。第30条の 3第2項において同じ。)に限る。)について は、同法第81条の24第4項の規定の適用に 係る当該申告書に係る連結法人税額(法第32 1条の8第4項に規定する連結法人税額をい う。以下この項及び第30条の3第2項におい て同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の
- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6 第1項の規定によって法人税に係る申告書を提 出する義務がある法人で同法第75条の2第1 項(同法第144条の8において準用する場合 を含む。以下この項及び第30条の3第1項に おいて同じ。)の規定の適用を受けているもの について、同法第7<u>5条の2第7項</u>(同法第1 44条の8において準用する場合を含む。以下 この項において同じ。)の規定の適用がある場 合には、同法第75条の2第7項の規定の適用 に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の 算定期間に限り、当該法人税額を課税標準とし て算定した法人税割額及びこれと併せて納付す べき均等割額については、当該法人税額につい て同条第1項の規定の適用がないものとみなし て、第5条の規定を適用することができる。
  - て法人税に係る申告書を提出する義務がある法 人で同法第81条の24第1項の規定の適用を 受けているものが、同条第4項の規定の適用を 受ける場合には、当該法人及び当該法人との間 に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7 の7に規定する連結完全支配関係をいう。第3 0条の2第3項及び第30条の3第2項におい て同じ。)がある連結子法人(同法第2条第1 2号の7の7に規定する連結子法人をいう。第 30条の2第3項及び第30条の3第2項にお いて同じ。) (連結申告法人(同法第2条第1 6号に規定する連結申告法人をいう。第30条 の3第2項において同じ。)に限る。)につい ては、同法第81条の24第4項の規定の適用 に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第3 21条の8第4項に規定する連結法人税額をい う。以下この項及び第30条の3第2項におい て同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の

連結事業年度に該当する期間に限る。第30条 の3第2項において同じ。) に限り、当該連結 法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準と して算定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額については、当該連結法人税額 について法人税法第81条の24第1項の規定 の適用がないものとみなして、第5条の規定を 適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第30条の2 法人の市民税の納税者は、法第3 第30条の2 法人の市民税の納税者は、法第3 21条の12の規定に基づく納付の告知を受け た場合には、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式に よる納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第 2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321条の8第1項、第2項、第4項又は第1 9項の納期限(同条第23項の申告納付に係る 法人税割に係る不足税額がある場合には、同条 第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期 限の延長があった場合には、その延長された納 期限とする。第4項第1号において同じ。)の 翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6パーセント(前項の納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日ま での期間については、年7.3パーセント)の 割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 を加算して納付しなければならない。

## 3 <省略>

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増4 第2項の場合において、法第321条の8第 加させる更正(これに類するものを含む。以下 この項において「増額更正」という。)があっ たとき(当該税額校正に係る市民税について法 第321条の8第1項、第2項、第4項又は第 19項に規定する申告書(以下この項において

連結事業年度に該当する期間に限る。第30条 の3第2項において同じ。) に限り、当該連結 法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準と して算定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額については、当該連結法人税額 について法人税法第81条の24第1項の規定 の適用がないものとみなして、第5条の規定を 適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 21条の12の規定に基づく納付の告知を受け た場合においては、当該不足税額を当該通知書 の指定する期限までに、施行規則第22号の4 様式による納付書によって納付しなければなら ない。
- 321条の8第1項、第2項、第4項又は第1 9項の納期限(同条第23項の申告納付に係る 法人税割に係る不足税額がある場合には、同条 第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期 限の延長があった場合には、その延長された納 期限とする。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の 納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1 月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければな らない。

## 3 <省略>

22項に規定する申告書(以下この項において 「修正申告書」という。)の提出があったとき (当該修正申告書に係る市民税について同条第 1項、第2項、第4項又は第19項に規定する 申告書(以下この項において「当初申告書」と

「当初申告書」という。) が提出されており、 かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき 税額を減少させる更正(これに類するものを含 む。以下この項において「減額更正」とい う。)があった後に、当該増額更正があったと きに限る。)は、当該増額更正により納付すべ き税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の 額に相当する税額を含む。) に達するまでの部 分に相当する税額に限る。)については、前項 の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽そ の他不正の行為により市民税を免れた法人につ いてされた当該増額更正により納付すべき市民 税又は令第48条の15の5第4項に規定する 市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控 除する。

- (1) <省略>
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更 正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係 る更正によるものを除く。) である場合又は 法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求 に基づくものに限る。) によるものである場 合には、当該減額更正の通知をした日の翌日 から起算して1年を経過する日)の翌日から 当該増額更正の通知をした日(法人税に係る 修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正 若しくは決定がされたことによる更正に係る ものにあっては、当該修正申告書を提出した 日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通 知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第33条 <省略> 2から7まで <省略>

8 法第349条の3又は第349条の3の4か8 法第349条の3、第349条の4又は第3

いう。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる 更正(これに類するものを含む。以下この項に おいて「減額更正」という。)があった後に、 当該修正申告書が提出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税 額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に 相当する税額を含む。) に達するまでの部分に 相当する税額に限る。)については、次に掲げ る期間(詐偽その他不正の行為により市民税を 免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税 又は令第48条の15の5第3項に規定する市 民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控 除する。

- (1) <省略>
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更 正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係 る更正によるものを除く。) である場合又は 法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求 に基づくものに限る。) によるものである場 合には、当該減額更正の通知をした日の翌日 から起算して1年を経過する日)の翌日から 当該修正申告書に係る更正の通知をした日ま での期間

(固定資産税の課税標準)

第33条 <省略> 2から7まで <省略>

ら第349条の5までの規定の適用を受ける固 定資産に対して課する固定資産税の課税標準 は、前各項の規定にかかわらず、法第349条 の3又は第349条の3の4から第349条の <u>5まで</u>に定める額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める 割合)

- 第34条の2 法第349条の3第28項に規定 する市の条例で定める割合は、2分の1とす る。
- 2 法第349条の3第29項に規定する市の条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市の条 例で定める割合は、2分の1とする。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条 の3の2第4項及び第5項の規定による補正の 方法の申出)

第36条の2 施行規則第15条の3第3項並び 第36条の2 施行規則第15条の3第2項の規 に第15条の3の2第4項及び第5項の規定に よる補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分 所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各 号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出 して行わなければならない。

(1)及び(2) <省略>

- (3) 各区分所有者の住所及び氏名並びに各区分 所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関す る法律(昭和37年法律第69号)第14条 第1項から第3項までの規定による割合
- (4) <省略>
- 2 <省略>

(法第352条の2第5項及び第6項の規定に よる固定資産税額の按分の申出)

第36条の3 法第352条の2第5項の規定に |第36条の3 法第352条の2第5項の規定に

49条の5の規定の適用を受ける固定資産に対 して課する固定資産税の課税標準は、前7項の 規定にかかわらず、法第349条の3、第34 9条の4又は第349条の5に定める額とす る。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補 正の方法の申出)

定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る 区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次 の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に 提出して行わなければならない。

(1)及び(2) <省略>

- (3) 各区分所有者の住所及び氏名並びに各区分 所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属す る共用部分に係る建物の区分所有等に関する 法律(昭和37年法律第69号)第14条第 1項から第3項までの規定による割合
- (4) <省略>
- 2 <省略>

(法第352条の2第5項及び第6項の規定に よる固定資産税額のあん分の申出)

よる同条第1項第1号に掲げる要件に該当する 同項に規定する共用土地(以下「共用土地」と いう。)で同項第2号に掲げる要件に該当しな いものに係る固定資産税額の按分の申出は、同 項に規定する共用土地納税義務者(以下「共用 土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1 月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し た申出書を市長に提出して行わなければならな V 10

(1)から(4)まで <省略>

- (5) 法第352条の2第1項の規定により按分 する場合に用いられる割合に準じて定めた割 合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災 共用土地(以下この項及び次項において「特定 被災共用土地」という。)に係る固定資産税額 の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被 災共用土地納税義務者(第5号及び第4項にお いて「特定被災共用土地納税義務者」とい う。)の代表者が法第349条の3の3第1項 に規定する被災年度(第3号及び第43条の3 において「被災年度」という。) の翌年度又は 翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定 する避難の指示等(第43条の3において「避 難の指示等」という。) が行われた場合におい て、法第349条の3の3第1項に規定する避 難等解除日(以下この項及び第43条の3にお いて「避難等解除日」という。)の属する年が 法第349条の3の3第1項に規定する被災年 (第43条の3において「被災年」という。) の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の 翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日 から起算して3年を経過する日を賦課期日とす る年度までの各年度とし、法第349条の3の 3第1項に規定する被災市街地復興推進地域

よる同条第1項第1号に掲げる要件に該当する 同項に規定する共用土地(以下「共用土地」と いう。)で同項第2号に掲げる要件に該当しな いものに係る固定資産税額のあん分の申出は、 同項に規定する共用土地納税義務者(以下「共 用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載 した申出書を市長に提出して行わなければなら ない。

(1)から(4)まで <省略>

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん</u> 分する場合に用いられる割合に準じて定めた 割合及び当該割合の算定方法
- 共用土地(以下この項及び次項において「特定 被災共用土地」という。)に係る固定資産税額 のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定 被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項に おいて「特定被災共用土地納税義務者」とい う。)の代表者が法第349条の3の3第1項 に規定する被災年度(第3号及び第43条の3 において「被災年度」という。)の翌年度又は 翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定 する避難の指示等(第43条の3において「避 難の指示等」という。) が行われた場合におい て、法第349条の3の3第1項に規定する避 難等解除日(以下この項及び第43条の3にお いて「避難等解除日」という。)の属する年が 法第349条の3の3第1項に規定する被災年 (第43条の3において「被災年」という。) の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の 翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日 以後3年を経過する日を賦課期日とする年度ま での各年度)の初日の属する年の1月31日ま でに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第

(第43条の3において「被災市街地復興推進 地域」という。)が定められた場合(避難の指 示等が行われた場合において、避難等解除日の 属する年が被災年の翌年以後の年であるときを 除く。第43条の3において同じ。)には、当 該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から 起算して4年を経過する日を賦課期日とする年 度までの各年度とする。) の初日の属する年の 1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載 し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を 添付した申出書を市長に提出して行わなければ ならない。

(1)から(5)まで <省略>

- (6) 法第352条の2第3項の規定により按分 する場合に用いられる割合に準じて定めた割 合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被3 法第352条の2第7項の規定により特定被 災共用土地とみなされた法第349条の3の3 第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産 税額の按分の申出については、前項中「同条第 6項」とあるのは「同条第7項の規定により読 み替えて適用される同条第6項」と、「特定被 災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換 地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」 とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」 と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項 に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地 である特定被災共用土地に」として、前項の規 定を適用する。
- 4 <省略>

(被災住宅用地の申告)

(同条第4項において準用する場合を含む。)

4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出 書を市長に提出して行わなければならない。

(1)から(5)まで <省略>

- (6) 法第352条の2第3項の規定によりあん 分する場合に用いられる割合に準じて定めた 割合及び当該割合の算定方法
- 災共用土地とみなされた法第349条の3の3 第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産 税額のあん分の申出については、前項中「同条 第6項」とあるのは「同条第7項の規定により 読み替えて適用される同条第6項」と、「特定 被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮 換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地 の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等 の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは 「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前 の土地である特定被災共用土地に」として、前 項の規定を適用する。
- 4 <省略>

(被災住宅用地の申告)

第43条の3 法第349条の3の3第1項(同第43条の3 法第349条の3の3第1項(同 条第2項において準用する場合及び同条第3項 条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定により読み替えて適用される場合を含 む。第5号及び次項において同じ。)の規定の 適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度 又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合に おいて、避難等解除日の属する年が被災年の翌 年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年 度から避難等解除日の属する年の1月1日から 起算して3年を経過する日を賦課期日とする年 度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域 が定められた場合には、当該被災年度の翌年度 から被災年の1月1日から起算して4年を経過 する日を賦課期日とする年度までの各年度とす る。) の初日の属する年の1月31日までに次 に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる 事実を証する書類を添付した申告書を市長に提 出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々 年度分(避難の指示等が行われた場合におい て、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以 後の年であるときは、当該被災年度の翌年度か ら避難等解除日の属する年の1月1日から起算 して3年を経過する日を賦課期日とする年度ま での各年度分とし、被災市街地復興推進地域が 定められた場合には、当該被災年度の翌年度か ら被災年の1月1日から起算して4年を経過す る日を賦課期日とする年度までの各年度分とす る。)の固定資産税については、前条の規定 は、適用しない。

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

第1条の2 <省略> 2から4まで <省略>

の規定により読み替えて適用される場合を含 む。第5号及び次項において同じ。)の規定の 適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度 又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合に おいて、避難等解除日の属する年が被災年の翌 年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年 度から避難等解除日の属する年の1月1日以後 3年を経過する日を賦課期日とする年度までの 各年度)の初日の属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げ る事実を証する書類を添付した申告書を市長に 提出しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を 受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々 年度分(避難の指示等が行われた場合におい て、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以 後の年であるときは、当該被災年度の翌年度か ら避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年 度分)の固定資産税については、前条の規定 は、適用しない。

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め る割合)

第1条の2 <省略> 2から4まで <省略>

- 5 法附則第15条第32項第1号イに規定する 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、3分の2とする。
- 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、3分の2とする。
- 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 例で定める割合は、3分の2とする。
- 例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第45項に規定する市の条 例で定める割合は、3分の2とする。
- <u>13</u> <省略>

(耐震改修等に対する固定資産税の軽減の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第1条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基|第1条の3 法附則第15条の9第1項の耐震基 準適合住宅について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る 耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要 した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家 屋が令附則第12条第26項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

- 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第2号イに規定する7 法附則第15条第33項第2号イに規定する 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する 設備について同号に規定する市の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第37項に規定する市の条10 法附則第15条第39項に規定する市の条 例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第44項に規定する市の条 11 法附則第15条第40項に規定する市の条 例で定める割合は、4分の3とする。

# 12 <省略>

(耐震改修等に対する固定資産税の軽減の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

準適合住宅について、同項の規定の適用を受け ようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る 耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要 した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家 屋が令附則第12条第24項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)から(6)まで <省略>

2 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改2 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有 部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第4項に規定する居住安全改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条 第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

- (4) 今附則第12条第30項に掲げる者に該当 する者の住所、氏名及び当該者が同項各号の いずれに該当するかの別
- (5) <省略>
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附 則第12条第31項に規定する補助金等、居 宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) <省略>
- 3 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修3 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条 第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附 則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) <省略>
- 4 法附則第15条の9の2第1項に規定する特 定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適 合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行

修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有 部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第4項に規定する居住安全改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条 第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

- (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当 する者の住所、氏名及び当該者が同項各号の いずれに該当するかの別
- (5) <省略>
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附 則第12条第29項に規定する補助金等、居 宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) <省略>
- 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条 第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附 則第12条第36項に規定する補助金等
- (6) <省略>

規則附則第7条第11項各号に規定する書類を 添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人 番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を 有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床</u> 面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した 後に申告書を提出する場合には、3月以内に 提出することができなかった理由
- 5 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人 番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を 有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
  - (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び</u> 人の居住の用に供する部分の床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
  - (5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附</u> 則第12条第38項に規定する補助金等
  - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月 を経過した後に申告書を提出する場合には、

# 3月以内に提出することができなかった理由

家屋について、同項の規定の適用を受けようと する者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改 修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 4項に規定する補助に係る補助金確定通知書の 写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は附則第3 条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震 改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定 する基準を満たすことを証する書類を添付して 市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

- (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補 助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) <省略>

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課 税の特例)

第5条の3 <省略>

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の2 4 第2項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当 等」という。) に係る配当所得に係る部分は、 市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株 式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4 月1日の属する年度分の市民税について特定上 場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の 規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 13条第4項に規定する特定配当等申告書を提 出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り 適用するものとし、市民税の所得割の納税義務 者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等

6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合 4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合 家屋について、同項の規定の適用を受けようと する者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改 修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の 写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は附則第3 条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震 改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定 する基準を満たすことを証する書類を添付して 市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで <省略>

- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補 助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) <省略>

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課) 税の特例)

第5条の3 <省略>

前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の 4第2項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当 等」という。)に係る配当所得に係る部分は、 市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株 式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4 月1日の属する年度分の市民税について特定上 場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の 規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 13条第4項に規定する申告書を提出した場合 に限り適用するものとし、市民税の所得割の納 税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場 株式等の配当等に係る配当所得について第13

の配当等に係る配当所得について同条第1項及 び第2項並びに第15条の規定の適用を受けた 場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受 けるべき他の上場株式等の配当等特定上場株式 等の配当等に係る配当所得について、前項の規 定は、適用しない。

- (1) 第13条第4項ただし書の規定の適用があ る場合
- (2) 第13条第4項第1号に掲げる申告書及び 同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出さ れた場合におけるこれらの申告書に記載され た事項その他の事情を勘案して、前項の規定 を適用しないことが適当であると市長が認め るとき。

### 3 <省略>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡し た場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例)

第6条の2 昭和63年度から平成32年度まで|第6条の2 昭和63年度から平成29年度まで| の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納 税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等(租税特別措置法第3 1条第1項に規定する土地等をいう。以下この 条において同じ。) の譲渡(同項に規定する譲 渡をいう。以下この条において同じ。) をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため の譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する 優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当す るときに前条第1項に規定する譲渡所得(次条 の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項に おいて同じ。) に係る課税長期譲渡所得金額に 対して課する市民税の所得割の額は、前条第1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。

条第1項及び第2項並びに第15条の規定の適 用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中 に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当 等に係る配当所得について、前項の規定は、適 用しない。

## 3 <省略>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡し た場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例)

の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納 税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法第31条第 1項に規定する土地等をいう。以下この条にお いて同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。)をした場合に おいて、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第34条の2第4項に規定する優良住 宅地等のための譲渡をいう。) に該当するとき における前条に規定する譲渡所得(次条の規定 の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において 同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して 課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規 定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ当該各号に定める金額に相当する額とす る。

(1)及び(2) <省略>

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年 度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す る譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場 合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定 地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に 規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡 をいう。以下この項において同じ。) に該当す るときにおける前条<u>第1項</u>に規定する譲渡所得 に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市 民税の所得割について準用する。この場合にお いて、当該譲渡が法附則第34条の2第10項 の規定に該当することとなるときは、当該譲渡 は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではな かったものとみなす。

3 <省略>

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第7条の2の7 <省略>

2及び3 <省略>

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書 が送達される時までに提出された次に掲げる申 告書をいう。以下この項において同じ。)に前 項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載 があるとき(特例適用配当等申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると 市長が認めるときを含む。) に限り、適用す る。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお けるこれらの申告書に記載された事項その他の 事情を勘案して、同項後段の規定を適用しない

(1)及び(2) <省略>

度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得 割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡 所得の基因となる土地等の譲渡をした場合にお いて、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた めの譲渡(法附則第34条の2第5項に規定す る確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい う。以下この項において同じ。) に該当すると きにおける前条に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得 割について準用する。この場合において、当該 譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当 することとなる場合においては、当該譲渡は、 確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなか ったものとみなす。

3 <省略>

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第7条の2の7 <省略>

2及び3 <省略>

得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の第19条第1項の規定による申告書(その提 出期限までに提出されたもの及びその提出期限 後において市民税の納税通知書が送達される時 までに提出されたものに限り、その時までに提 出された第20条第1項に規定する確定申告書 を含む。) に前項後段の規定の適用を受けよう とする旨の記載があるとき(これらの申告書に その記載がないことについてやむを得ない理由 があると市長が認めるときを含む。) に限り、 適用する。

ことが適当であると市長が認めるときは、この 限りでない。

- (1) 第19条第1項の規定による申告書
- (2) 第20条第1項に規定する確定申告書(同 項の規定により前号に掲げる申告書が提出さ れたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)
- 5 <省略>

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第7条の2の8 <省略>

2及び3 <省略>

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所 の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書) が送達される時までに提出された次に掲げる申 告書をいう。以下この項において同じ。) に前 項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載 があるとき(条約適用配当等申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると 市長が認めるときを含む。) に限り、適用す る。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお けるこれらの申告書に記載された事項その他の 事情を勘案して、同項後段の規定を適用しない ことが適当であると市長が認めるときは、この 限りでない。
  - (1) 第19条第1項の規定による申告書
  - (2) 第20条第1項に規定する確定申告書(同 項の規定により前号に掲げる申告書が提出さ れたものとみなされる場合における当該確定 申告書に限る。)
- 5 <省略>

5 <省略>

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第7条の2の8 <省略>

2及び3 <省略>

得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の第19条第1項の規定による申告書(その提 出期限後において市民税の納税通知書が送達さ れる時までに提出されたもの及びその時までに 提出された第20条第1項の確定申告書を含 む。)に前項後段の規定の適用を受けようとす る旨の記載があるとき (これらの申告書にその 記載がないことについてやむを得ない理由があ ると市長が認めるときを含む。) に限り、適用 する。

- 5 <省略>
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項

の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の 適用がある場合を除く。) における第18条の 3の規定の適用については、同条第1項中「又 は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第7 条の2の8第3項前段に規定する条約適用配当 等(以下「条約適用配当等」という。)に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度 分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告 書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及 び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関す る事項の記載がある場合(条約適用配当等申告 書にこれらの記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金 額の計算の基礎となった条約適用配当等の額に ついて租税条約等の実施に伴う所得税法、法人 税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第46号。以下「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第1項の規定 及び法第2章第1節第5款の規定により配当割 額を課されたとき、又は第33条第6項」と、 同条第3項中「法第37条の4」とあるのは 「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項 の規定により読み替えて適用される法第37条 の4」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第7条の4 <省略>

- 2 <省略>
- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条</u> <u>(第5項を除く。)</u>において同じ。) に対する

の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の 適用がある場合を除く。) における第18条の 3の規定の適用については、同条第1項中「又 は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第7 条の2の8第3項前段に規定する条約適用配当 等(以下「条約適用配当等」という。)に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度 分の第19条第1項の規定による申告書(その 提出期限後において市民税の納税通知書が送達 される時までに提出されたもの及びその時まで に提出された第20条第1項の確定申告書を含 む。)にこの項の規定の適用を受けようとする 旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に 関する事項の記載がある場合(これらの申告書 にこれらの記載がないことについてやむを得な い理由があると市長が認めるときを含む。)で あって、当該条約適用配当等に係る所得の金額 の計算の基礎となった条約適用配当等の額につ いて租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4 4年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。)第3条の2の2第1項の規定及 び法第2章第1節第5款の規定により配当割額 を課されたとき、又は第13条第6項」と、同 条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租 税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規 定により読み替えて適用される法第37条の 4」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第7条の4 <省略>

- 2 <省略>
- げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関) げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関) の燃料として用いるものに限る。<br/>
  次項において 同じ。)に対する第52条の規定の適用につい

第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

話を受けた場合 指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自 道税に限り、次 動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 中同表の中欄に 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 が関に掲げる字 の右欄に掲げる字句とする。

#### <省略>

## 4 <省略>

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲

## <省略>

ては、当該軽自動車が平成28年4月1日から

平成29年3月31日までの間に初回車両番号

4 <省略>

げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第52条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第7条の4の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収 に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から 第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽 自動車に該当するかどうかの判断をするとき は、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の 2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をい う。次項において同じ。)に基づき当該判断を するものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について 不足額があることを第53条第2項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長され た納期限)後において知った場合において、当 該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等 の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該 申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又 は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を 含む。)により国土交通大臣の認定等を受けた ことを事由として国土交通大臣が当該国土交通 大臣の認定等を取り消したことによるものであ るときは、当該申請をした者又はその一般承継 人を賦課期日現在における当該不足額に係る3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動

車税に関する規定(第56条及び第57条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第5条の規定 公布の日
  - (2) 附則第1条の2第12項を第13項とし、同項の前に1項を加える 改正規定(同条第12項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一 部を改正する法律(平成29年法律第 号)の施行の日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瀬戸市市 税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分 は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成2 8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第30条第3項及び第5項並びに第30条の2第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第30条第3項又は第30条の2第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第33条第8項(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第34条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産 税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお 従前の例による。
- 4 新条例第36条の3第2項及び第43条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された 旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協 定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得

された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを瀬戸市市税条例第53条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(瀬戸市市税条例第56条及び第57条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年瀬戸市条例 第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中附則第7条の4第2項から第4項までを削る改正規定の次に

次のように加える。

附則第7条の4の2を次のように改める。

附則第7条の4の2 削除

2 瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年瀬戸市条例第1 6号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第7条の4の表第52条第2号アの項の部及び同部第52条第2号アの項の左欄中「第52条第2号ア」を「第2号ア」に改める。